

秋 田 市 公 報

あきた

第1221号

令和8年08月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

訓令

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課（第8号）	4
---------------------	----------	---

消防本部訓令

秋田市消防救急業務規程の一部を改正する訓令	消防本部救急課（第2号）	5
-----------------------	--------------	---

告示

地方税法に基づく公示送達について	後期高齢医療課（第230号）	7
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止、休止および再開について	保護第一課（第231号）	8
指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第232号）	10
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課（第233号）	11
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第234号）	12
指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課（第235号）	13
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第236号）	14
地方税法に基づく公示送達について	国保年金課収納推進室（第237号）	16
地方税法に基づく公示送達について	納税課（第238号）	17
地方税法に基づく公示送達について	市民税課（第239号）	18
地方税法に基づく公示送達について	資産税課（第240号）	19
地方税法に基づく公示送達について	国保年金課（第241号）	20

介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第242号）	21
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および廃止について	保護第一課（第243号）	22
地方税法に基づく公示送達について	介護保険課（第244号）	23
表彰した者の氏名および事績の概要について	文化振興課（第245号）	24
指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第246号）	25
功労者として待遇した者の氏名および事績の概要について	総務課（第247号）	26
表彰した者の氏名および事績の概要について	総務課（第248号）	27

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第9号）	32
-----------------	---------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第7号）	33
秋田市農業委員会総会において互選された会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名について	農業委員会事務局（第8号）	34
所有者等を確知できない農地について	農業委員会事務局（第9号）	35

上下水道局告示

秋田市指定排水設備工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第7号）	37
----------------------	----------------	----

公告

秋田市情報公開条例の令和7年度の運用状況について	文書法制課	38
個人情報の保護に関する法律の令和7年度の運用状況について	文書法制課	40
建築基準法による道路の指定の廃止について	建築指導課	42
都市公園の区域の変更について	公園課	43
令和8年7月19日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の届出のあった候補者について	秋田駅東地区土地区画整理事務所	44
令和8年7月19日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙で投票を行わないことについて	秋田駅東地区土地区画整理事務所	45
放置自転車等の撤去および保管について	交通政策課	46

市有財産の売払いについて	道路維持課	48
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	53
放置自転車等の撤去および保管について	財産管理課	54

秋田市訓令第 8 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 13 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条観光文化スポーツ部長専決事項の項を削る。

第10条の 2 保健所長専決事項の項第 8 号および第10条の 5 第13号中「別表第 1 第15号」の次に「および第16号」を加える。

別表第 1 中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次のように加える。

(15) 公の施設の開館時間、休館日等の変更および臨時の休館日等の設定に関すること。		○	
--	--	---	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市消防本部訓令第 2 号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防救急業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 21 日

秋田市消防長 佐 藤 良 和

秋田市消防救急業務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防救急業務規程（昭和51年秋田市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第44条第 3 項各号」を「第44条第 5 項各号」に改める。

第 4 条第 1 項中「いう。）」の次に「又は救急課長」を加え、同条第 2 項中「署長」を「署長又は救急課長」に改める。

第 5 条の見出しを「（署長、救急課長および隊員の任務）」に改め、同条第 1 項中「署長」を「署長又は救急課長」に改める。

第 8 条中「第11条」を「第13条」に改める。

第18条第 1 項中「二類感染症」の次に「、新型インフルエンザ等感染症」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、検疫所、保健所からの協定等による依頼の場合は、この限りでない。

第19条第 1 項中「署長」の次に「、救急課長」を加える。

第23条第 2 項を削る。

第25条第 1 項中「救急活動記録票」の次に「もしくは電子データ」を加え、「署長」を「署長又は救急課長」に改め、同条第 3 項中「署長」を「署長又は救急課長」に改める。

第25条の2から第28条までの規定中「署長」を「署長又は救急課長」に改める。

第28条の2中「および署長」を「、署長および救急課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市告示第230号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月2日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、休止し、および再開したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年7月2日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションつむぐ	秋田市御野場六丁目6番11号	令和8年4月1日
加賀谷記念小松こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番22号	令和8年4月1日
訪問看護ステーションSORA	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3F創業支援室B-6	令和8年4月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
加賀谷記念小松こども医院	令和8年3月31日

3 休止

事業所名称	休止年月日
神田歯科医院	令和8年3月16日

4 再開

事業所名称	再開年月日
ながぬま内科	令和8年2月3日

秋田市告示第232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、第115条の10の規定により告示する。

令和8年7月3日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人松寿 会	社会福祉 法人松寿 会特定施 設入居者 生活介護 養護老人 ホーム松 寿園	秋田市浜田字 陳ヶ原15番地 5	令和8年7月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護

秋田市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店

株式会社ナイス

代表取締役 齋 藤 寛 之

秋田市御所野湯本六丁目2番40号

ナイス 外旭川店

ナイス 仁井田店

ナイス 新屋店

ナイス 割山店

ナイス 追分店

ナイス 八橋店

ナイス 仁井田南店

ナイス 土崎店

ナイス 山手台店

ナイス フォンテAKITA店

2 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年7月1日

3 期間

令和8年7月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月8日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所
株式会社キートス
代表取締役 土佐 尚人
秋田市新屋島木町4番56号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを終了
 - (2) 対象となる店舗
ローソン 秋田御野場新町店
- 4 指定ごみ袋取扱店を終了した日
令和8年6月30日

秋田市告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和8年7月8日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人松寿 会	松寿園指 定訪問介 護事業所	秋田市浜田字 陳ヶ原15番地 5	令和8年6月30日	訪問介護
株式会社 シンワ	デイサー ビス拓稜	秋田市土崎港 南二丁目4番 40号	令和8年6月30日	地域密着型通 所介護

秋田市告示第236号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）
第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、
保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和8年7月9日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和8年6月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和8年7月9日から令和9年1月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第237号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月9日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第238号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月10日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第239号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第240号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第241号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ショウエイ訪問看護ステーション秋田	秋田市東通七丁目1番1号 R Kビル2階2号室	令和8年5月1日
サポートセンターおぐら	秋田市河辺和田字坂本北470 番地1	令和8年6月1日
アースサポート秋田飯島	秋田市飯島道東二丁目12番 45号	令和5年7月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
仁井田ホームヘルパーステーション	秋田市仁井田新田三丁目1 番15号	令和8年5月31日

秋田市告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項および同条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
若 林 雅 子	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和8年6月1日

2 廃止

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
佐 藤 正 一	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和8年5月31日
千代谷 悠 希	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和8年5月31日

秋田市告示第244号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月21日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第245号

令和8年7月24日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

令和8年7月29日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市文化選奨

飯島南地区町内会連合会

地域誌『飯島南地区をめぐる歴史と文化探訪』を発表し、郷土の歴史や文化を多面的に分かりやすく伝えられるなど、本市文化の振興に貢献した。

秋田市告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和8年7月29日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株 式 会 社 仁 成 堂 総 合 ケ ア セ ン タ ー	ス マ ー ト ・ ケ ア プ ラ ン セ ン タ ー	秋 田 市 手 形 新 栄 町 4 番 1 号	令 和 8 年 7 月 26 日	居 宅 介 護 支 援

秋田市告示第247号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

令和8年7月31日

秋田市長 沼 谷 純

第545号 市 川 静 子 秋田市中通

長年にわたり秋田市文化団体連盟の役員として若手の技術向上や後進の育成に尽力されたほか、「国民文化祭あきた2014」では秋田子ども邦舞邦楽公演実行委員会の副委員長として国民文化祭を成功に導かれるなど、本市芸術文化の振興に大きく貢献した。

第546号 石 井 資 就 秋田市南通

長年にわたり秋田商工会議所の役員として主に地元企業の経営支援に尽力されたほか、長年にわたり秋田県日華親善協会会長ならびに秋田タイ王国友好協会会長として本市商工業の発展および国際交流の振興に大きく貢献した。

秋田市告示第248号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

令和8年7月31日

秋田市長 沼谷 純

長年にわたり公文書管理委員会委員として公文書管理制度の運営に尽力し市勢の発展に貢献した。

竹 田 勝 美
中 澤 俊 輔

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

草 薨 光
小野 甚左衛門
小 玉 金 悦
伊 藤 薫
石 川 廣 美
銭 谷 裕 一
軽 部 俊 一
戸 嶋 忠 彦
小 玉 武 志
渡 邊 留 夫
岸 栄 一
菅 原 敏 美
安 井 忠
保 坂 清
佐々木 政 弘

浅 野 寿 寛
利 部 敏
松 前 克 美
佐 藤 則 英
加賀屋 守
宮 崎 一 彦
澤 田 和 夫
畑 澤 優
嵯 峨 優
二 木 文 隆
石 塚 八 起
山 上 良 廣

長年にわたりボランティア活動に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

特定非営利活動法人秋田いのちの電話

秋田大学V-net

長年にわたり社会福祉審議会委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

渡 邊 剛

長年にわたり社会福祉協議会役員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

遠 藤 欽 一

船 木 孝 治

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献するとともに少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

高 島 裕美子

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

西 山 嘉 樹

田 中 美紀子

木澤畑	祥	子
萬 谷	民	子
桑 原	キサ	子
佐 藤	一	美
小 野	紅	児
田 口		学
舟 山	茂	子
京 野	孝	子
柿 崎		忍
森	裕美	子
山 石	明	美
鈴 木	真貴	子
斉 藤	晶	子
遠 山	満	夫
中 嶋	裕	一
永 井	和香	子
鎌 田	由美	子
石 塚	則	夫
佐 藤	誠	子
小 野	郁	美
熊 谷		亨
北 林	弘	子
高 橋	義	文

長年にわたり地域保健推進員会会長として職務に精励し市民の健康増進に貢献した。

須 磨	満	彦
藤 原	育	子

長年にわたり地域商工団体の役員として職務に精励し本市商工業の振興に貢献した。

佐々木	義	友
-----	---	---

佐 藤 三 男
佐 藤 政 則

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振興に貢献した。

船 木 隆 夫
福 井 昭 次

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

鈴 木 美和子
鎌 田 法 子
鎌 田 一
石 井 喜久美
古 谷 尚 子
佐々木 裕美子

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

長谷川 瑞 子
澤 田 恵 子
佐 藤 あい子

長年にわたり公共事業評価審議委員会委員として市が実施する公共事業の効率性および透明性の向上に貢献した。

日 野 智
菅 原 香 織
高 杉 静 子

長年にわたり建築審査会委員として本市建築行政の発展に貢献した。

江 野 栄

長年にわたり都市計画審議会委員として本市都市計画行政の発展に貢献した。

中 村 順 子

長年にわたり明るい選挙推進協議会委員として市民の政治意識の向上と

明るい選挙の推進に貢献した。

加	藤	トヨ子
藤	本	夫美雄
工	藤	わか子

秋田市教委告示第9号

令和8年7月23日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和8年7月16日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 令和9年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 2 令和9年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 3 令和9年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件
- 4 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

秋田市農委告示第 7 号

令和 8 年 7 月 15 日 午後 2 時 秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和 8 年 7 月 7 日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件
- 4 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

秋田市農委告示第8号

令和8年7月21日開催の秋田市農業委員会総会において互選された会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名について、秋田市農業委員会規則第2条第2項に基づき告示する。

令和8年7月23日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 会長

(1) 住所 秋田市金足小泉字上前3番地

(2) 氏名 佐々木 吉 秋

2 会長の職務を代理する者

(1) 住所 秋田市雄和相川字銅屋309番地

(2) 氏名 伊 藤 洋 文

秋田市農委告示第9号

次の農地は農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に該当する農地であるので、同条第2項の規定により準用する同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月30日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地の所有者等の 情報
秋田市雄和女米 木字女米木88番	田	3,362	所有権	登記名義人 進 藤 和 子
秋田市雄和女米 木字女米木89番	田	5,336	所有権	登記名義人 進 藤 和 子

農地法第33条第1項に該当する農地：耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この告示は、農地法第33条第1項の農地について、同条第2項の規定により準用する同法第32条第2項および第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む。）。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて秋田市農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名および住所（法人にあっては、その名称、主た

る事務所の所在地および代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目および面積

- 4 この告示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について秋田県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

秋田市上下水道局告示第7号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和8年7月3日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
フジヒロ株式会社	佐藤 正 博	秋田県由利本荘市 東由利黒淵字森ノ 越128番1	令和7年10月5日

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、令和7年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年7月2日

秋田市長 沼 谷 純

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応 答拒否		
市長	177	97	70	0	6	1	2	4
教育委員会	43	10	26	0	8	0	0	0
選挙管理委員会	2	2	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	41	30	11	0	0	0	0	0
消防長	11	1	10	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田 公立美術大学	2	2	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人 市立秋田総合病院	6	2	4	0	0	0	0	0
計	282	144	121	0	14	1	2	4

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 2 件
- (2) 実施機関による裁決の件数 0 件

秋田市公告

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第32号）第10条の規定に基づき、令和７年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和８年７月２日

秋田市長 沼 谷 純

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応 答拒否		
市長	31	21	4	0	6	0	0	0
教育委員会	14	4	9	0	2	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査 委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田 公立美術大学	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人 市立秋田総合病院	8	8	0	0	0	0	0	0
計	53	33	13	0	8	0	0	0

なお、１件の請求に対して２つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

- (1) 訂正請求件数 0 件
- (2) 利用停止請求件数 0 件

3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 0 件
- (2) 実施機関による裁決の件数 2 件

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月13日

秋田市長 沼 谷 純

指定廃止路線一覧

番号	指 定 年月日	指定 番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指 定 廃 止 の 年 月 日 および番号
1	昭和50年 10月24日	S50-004	6.00	53.64	秋田市仁井田新田一丁目131番1の内、131番3の内、131番4の内、131番5の内、132番1の内、132番3の内、132番4の内、132番5の内、132番6の内、132番7、132番8および132番9	令和8年 7月13日 第2号

秋田市公告

都市公園の区域を変更するので、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年7月13日

秋田市長 沼 谷 純

1 区域を変更する都市公園の名称、位置および区域変更の期日

都市公園の名称	位 置	区域変更の期日
栗田神社街区公園	秋田市新屋栗田町1番	令和8年7月13日

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

秋田市公告

令和8年7月19日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は、次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定により公告する。

令和8年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 宅地の所有権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
鈴木 幸彦	秋田市手形字西谷地152番地3
伊藤 玲子	秋田市手形字山崎163番地3
日景 俊克	秋田市手形字十七流124番地3
高木 研一	秋田市手形字山崎32番地1
鈴木 光	秋田市手形字中谷地65番地2
佐良土 豊	秋田市柳田字境田110番地

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
杉田 勇雄	秋田市手形字山崎179番地1

秋田市公告

令和8年7月19日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有権者が選挙する委員および宅地の借地権者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

令和8年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 16 日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（105台）

- ア 追分駅前自転車等駐車場 34台
- イ 土崎駅前自転車等駐車場 28台
- ウ 土崎図書館前自転車等駐車場 2台
- エ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 9台
- オ 新屋駅前自転車等駐車場 14台
- カ 牛島駅西自転車等駐車場 5台
- キ 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 4台
- ク 泉駅前広場第二自転車等駐車場 9台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和 8 年 6 月 30 日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和 8 年 7 月 16 日から令和 9 年 1 月 16 日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに 12 月 29 日から 1 月 3 日まで（休日を除く。）を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888 - 5766

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年7月17日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）による。

区分番号	物品名	※予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物件1	除雪グレーダ 3.7m級 1台	200,000	20,000
物件2	ロータリ除雪自動車 幅1.5m 1台	150,000	15,000

※予定価格とは、あらかじめ秋田市が定めた最低売却価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者

をいう。)が暴力団員に該当すると認められる者

(3) 秋田市建設部道路維持課が定める「秋田市建設部道路維持課公有財産売却ガイドライン」およびK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(4) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者

(5) 日本語を完全に理解できない者

(6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者

(7) 18歳未満の者

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

(1) 参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、売却システムの売却物件詳細画面から、住民登録などされている住所および氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称および代表者氏名）を参加者情報として登録し、参加仮申込みを行うこと。仮申込期間は、令和8年7月17日（金）午後1時から同年8月4日（火）午後2時までとする。

(2) 参加本申込み

仮申込みを行った上で、秋田市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」を印刷し、必要事項を記入し、および押印後、秋田市建設部道路維持課に提出すること。本申込期間は、令和8年7月17日（金）午後1時から同年8月4日（火）午後2時までとする。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、秋田市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金はクレジットカードによる納付とし、手続は売却システム上で行うものとする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ全額充当する。

(4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

(5) 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還する。

5 現地見学会

売却物品の見学を希望する者は、見学希望日の2日前までに秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当に連絡すること。

(1) 開催日時

令和8年7月17日（金）から同年8月3日（月）の午前10時から午前11時まで

(2) 開催場所

秋田市寺内字蛭根85番地9（道路維持課整備棟敷地内）

6 入札に関する事項

(1) 入札者の条件

入札保証金の納付が完了した会員識別番号（ログインID）でのみ入札が可能である。

(2) 入札の方法

入札の方法は「入札形式」とし、入札は一度のみ可能である。入札者は、売却システム上で入札価格（消費税および地方消費税を含む。）を入力するものとし、一度行った入札は、入札参加者の都合による取消し又は変更はできない。

(3) 入札期間

令和8年8月18日（火）午後1時から同月25日（火）午後1時まで

7 落札者の決定方法

入札期間終了後、秋田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDにひも付く会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

8 契約に関する事項

(1) 秋田市と落札者は、令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 5 時までに契約を締結するものとする。

(2) 秋田市は、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わす。契約の際には秋田市から契約書を送付するので、次の書類を添付して秋田市が指定する契約締結期限までに提出すること。

ア 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）の原本（発行から 3 か月以内のもの）

イ 必要事項を記入した「保管依頼書」

ウ 秋田市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

(3) 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売買の決定が取り消され、財産の所有権は落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は返還しない。

(4) 契約締結後に発生した破損など秋田市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負い、損害賠償や売払代金の減額を請求することはできない。

9 契約保証金に関する事項

(1) 乙が入札参加時に納付した入札保証金は、契約保証金に全て充当するものとする。

(2) 契約保証金は、売買代金の一部として全て充当するものとする。

10 売買代金の納付

(1) 納付が必要となる売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

(2) 落札者は、納付期限までに秋田市が用意する納付書又は秋田市が指定する銀行口座への振込により、売買代金を納付しなければならない。

(3) 納付期限は令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 2 時 30 分とする。

11 売買物品の引渡し

(1) 引渡しの際は、必要事項を記入した「売買物品受領書」を提出する

こと。

(2) 引渡しに係る費用は、落札者が負担すること。

(3) 売買物品は、現況有姿により引き渡すものとする。

(4) 一度引き渡された物品は、いかなる理由であっても返品や交換はできない。

12 権利移転について

(1) 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでの手续が必要である。

(2) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とすること。

(3) 自動車に「秋田市」のほか関連する仕様の表記がある場合は、その表記を消除し、消除したことが分かる写真を秋田市に送付すること。

(4) 登録完了後は所有権が移転したことが分かる書類（車検証、登記識別情報通知書等）の写しを秋田市に提出すること。

(5) 権利移転に伴う費用は落札者の負担とする。

(6) 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告し、および納税すること。

13 書類の提出先および連絡先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当

電話番号 018-888-5751（直通）

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年7月27日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月27日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

秋田市本庁舎に設置している自転車等駐輪場に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車

(1) 放置されていた場所および台数（5 台）

- ア 第 1 駐輪場 1 台
- イ 第 2 駐輪場 1 台
- ウ 第 3 駐輪場 2 台
- エ 消防南側駐輪場 1 台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和 8 年 7 月 21 日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市総務部財産管理課（本庁舎 4 階）

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和 8 年 7 月 31 日から同年 10 月 31 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車の処分

この公告に係る自転車で、公告後 3 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市総務部財産管理課 電話018－888－5439